倉庫業
変更登録申請の手引き

国土交通省

２０２３（令和５）年３月

関東運輸局

交通政策部　環境・物流課

〒231-8433
神奈川県横浜市中区北仲通５－５７
横浜第二合同庁舎　１７階
電話０４５－２１１－７２１０
FAX ０４５－２０１－８８０７

＜営業倉庫の種類及び保管できる物品＞

一類倉庫　：第 1 類、第 2 類、第 3 類（7 類除く）、第 4 類（7 類除く）、第 5 類、第 6 類（7 類除く）物品。
二類倉庫　：第 2 類、第 3 類、第 4 類、第 5 類、第 6 類物品。
三類倉庫　：第 3 類、第 4 類、第 5 類物品。
野積倉庫　：第 4 類、第 5 類物品。
水面倉庫　：第 5 類物品。
貯蔵槽倉庫：第 1 類（ばら物）、第 2 類（ばら物）、第 6 類物品。
危険品倉庫：第 7 類物品。
冷蔵倉庫　：第 8 類物品。
特別の倉庫：災害の救助等のための物品。

＜物品＞　倉庫業法施行規則第 3 条　（別表 1 参照）

参考図書・・・「九訂　倉庫業実務必携」
倉庫法令研究会 編集
平成 30 年 12 月 25 日発行
発行元：㈱ぎょうせい
東京都江東区新木場 1-18-11
電話 0120-953-431

＜申請書作成上の注意事項＞

・Ｐ６の様式で申請書を作成して下さい。
・Ｐ７の書類を添えてください。
・書類は次の要領で編纂してください。
　A4 縦、横書き、左閉じ、図面 A4 判 折り込み（図面名が見えるように)、
　市販のファイル等に綴ってください。（袋とじはしない）
・適宜インデックス等を使って項目ごとに整理してください。

＜作成部数＞

持参 または 郵送 で提出する場合

①関東運輸局交通政策部環境・物流課へ直接提出する場合　**２部**
（運輸局用(本通)1 部、申請者用(控え)1 部）

②各都県に所在している運輸支局を経由して提出する場合　**３部**
（運輸局用(本通)1 部、運輸支局用(控え) 1 部、申請者用(控え)1 部）

※登記簿謄本等の正本は１部のみ用意のうえ、運輸局用(本通)に添付してください。（控えへの添付は（写）で可）

※郵送の場合、申請者用(控え)を返送するためのレターパック等を同封してください。

※面積が 10 万㎡を超える申請の場合は、国土交通大臣用としてさらに１部追加してください。

倉庫面積換算表

倉　庫　の　種　類		換　算　方　法
野　積　倉　庫		有効面積（㎡）×０．５
水　面　倉　庫		有効面積（㎡）×０．５
貯　蔵　槽　倉　庫		有効容積（㎥）×０．８
危険品倉庫	建　屋	有効面積（㎡）×２．０
	貯蔵槽	有効容積（㎥）×１．６
冷　蔵　倉　庫		有効容積（㎥）×０．８

＜提出先＞

関東運輸局交通政策部環境・物流課

〒231-8433　神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 17 階

電話 045-211-7210

＜提出方法＞

①関東運輸局交通政策部環境・物流課へ直接提出する場合

持参　**または**　**郵送**　**または**　**メール**（ktt-kanbutsu@ki.mlit.go.jp）

②各都県に所在している運輸支局を経由して提出する場合

持参　**または**　**郵送**

＜運輸支局等　連絡先＞　　（２０２３(令和５)年３月３１日現在）

・東京運輸支局　総務企画担当

〒140-0011　東京都品川区東大井 1-12-17

電話 03-3458-9232（音声案内「5」）

・神奈川運輸支局　総務企画担当

〒224-0053　神奈川県横浜市都筑区池辺町 3540

電話 045-939-6800（音声案内「5」）

・埼玉運輸支局　総務企画担当

〒331-0077　埼玉県さいたま市西区中釘 2154-2

電話 048-624-1835（音声案内「４」）

・千葉運輸支局　総務企画担当

〒261-0002　千葉県千葉市美浜区新港 198

電話 043-242-7336（音声案内「5」）

・群馬運輸支局　企画輸送・監査担当

〒371-0007　群馬県前橋市上泉町 399-1

電話 027-263-4440（音声案内「5」）

・栃木運輸支局　企画輸送・監査担当
〒321-0169　栃木県宇都宮市八千代 1-14-8
電話 028-658-7011

・茨城運輸支局　総務企画担当
〒310-0844　茨城県水戸市住吉町 353
電話 029-247-5348（音声案内「4」）
・山梨運輸支局　企画輸送・監査担当
〒406-0034　山梨県笛吹市石和町唐柏 1000-9
電話 055-261-0880

・川崎海事事務所
〒210-0865　神奈川県川崎市川崎区千鳥町 12-3
電話 044-266-3878

・鹿島海事事務所
〒314-0103　茨城県神栖市東深芝 9
電話 0299-92-2604

倉　庫　施　設　等　変　更　登　録　申　請　書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

関東運輸局長　　殿

住所　東京都千代田区霞ヶ関 1-2-3
名称　　関東倉庫株式会社
代表取締役社長　関東　健三

押印は不要

下記のとおり倉庫施設等を変更したいから、倉庫業法施行規則第４条第１項の規定により、関係書類を添えて倉庫業法第７条第１項の変更登録を申請します。

記

倉庫所在地は「地番」を記載

1　変更に係る倉庫の名称及び位置
　千葉１号倉庫
　〒260-0024　千葉県千葉市中央区中央港 1-2-3

2　変更に係る倉庫を所管する営業所の名称及び位置
　千葉営業所　「新設」
　〒260-0024　千葉県千葉市中央区中央港 1-2-3
　連絡先：電話 043－241－1234
　　FAX043-247-4321
　　E-mail*****@*******

営業所所在地は原則「住居表示」を記載

3　変更しようとする事項
　新築による一類倉庫の新設

4　変更予定期日
　変更登録あり次第

変更登録　添付書類

法 7-1 則 4-1　　※ 網掛けは記載例あり

◆変更に係る倉庫が新たに営業に使用されるもの（規模拡大に伴う主要構造変更を含む）

例：新築、買入、借入れ、自家用倉庫の転用、軸組みを解体し移築、増築

１・倉庫明細書【則１号様式】Ｐ８
２・冷蔵倉庫明細書　（冷蔵倉庫の場合）【則２号様式】Ｐ１０
３・倉庫及び敷地についての使用権原を証する書類　Ｐ１２
４・関係法令に適合していることを証する書類　Ｐ１３
５・倉庫の平面図、立面図及び断面図　Ｐ１８
６・倉庫付近の見取り図及び倉庫の配置図　Ｐ１９
７・集荷見積書　（発券倉庫業者）【則４号様式】
８・所要資金及びその調達方法に関する説明書（発券倉庫業者）【則６号様式】
９・場合により建築確認（例：保管棚の設置が床とみなされる等）

◆規模の拡大を伴わない主要構造の一部変更（倉庫の種類変更を含む）

例：倉庫の一部用途廃止、壁・出入口等閉鎖し主要構造の変更、
冷蔵倉庫の圧縮機等の変更

１・倉庫明細書【則１号様式】
２・冷蔵倉庫明細書　（冷蔵倉庫の場合）【則２号様式】
３・関係法令に適合していることを証する書類
４・倉庫の平面図、立面図及び断面図
５・所有者の承諾書　（借庫の場合）

――― 特例（添付書類の簡素化）―――

◆倉庫の種類にトランクルームを追加の場合
１・関係法令に適合していることを証する書類（原則として不要）
◆既存倉庫の一部をトランクルームに変更の場合
１・区画を明示した当該倉庫の図面

１・倉庫明細書　記載例（1 類倉庫）

骨組み、外壁、屋根、階数を順に記載する

第一号様式（第２条、第４条関係）

倉　庫　明　細　書

申請書(鑑)の「倉庫所在地」と一致する

倉　庫　の　名　称	東京１号倉庫
倉　庫　の　所　在　地	東京都千代田区霞ヶ関１－２－３
主　要　構　造	鉄骨造ラスシートモルタル塗カラー鉄板瓦棒葺き３階建　　（準耐火構造）
倉庫の種別及び保管物品の種類	１類倉庫：第１類～第５類物品（電気製品）
建築年月日又は建築完了予定年月日	（令和２年４月１０日建築） 又は（令和２年４月１０日建築完了予定）
土地及び倉庫に係る使用権原の状況	土地は借地。（関東物流倉庫㈱より賃貸借契約による借入れ）　　建物は所有庫。

主要物品をカッコ書きで記載

借入先を記入

	階　別　名　称	面積（㎡）	軒高、階高又は天井高（ｍ）	容積（m3）	備考
各階別の規模	１階	300	6.2		
	２階	400	5.5		
	３階	400	5.5		うち定温倉庫（15～20℃）200 ㎡
	合　　計	1100			

階ごとに整数で記載
（小数点以下は四捨五入）

構造の詳細	基礎	柱　下	ＰＣ杭打ち鉄筋コンクリート造　独立基礎
		壁　下	鉄筋コンクリート造　独立基礎
	骨組み	小屋組み	鉄骨造（H型鋼）張間１０ｍ　間隔８ｍ
		軸　組　み	鉄骨造（H型鋼）柱間１０ｍ
		床　組　み	なし
	壁	外　　壁	ラスシート下地モルタル塗厚さ４cm（防火構造）庫内に鋼製荷ずりを設置
		間仕切り壁	軽量型鋼下地、鉄網モルタル塗厚さ２．５ｃｍ（防火構造）
		防　火　壁	隣接して事務所あり。隔壁は鉄筋コンクリート造　厚さ１２ｃｍ
	屋　　根		野地板木毛セメント板厚さ1.8ｃｍ、アスファルトルーフィング敷き、カラー鉄板瓦棒葺
	天　　井		なし
	床		１階：割栗石２０cm ポリスチレンフィルム敷き、土間コンクリート厚さ１５cm 耐磨耗仕上積載荷重 39,200N/㎡。 ２階：鉄筋コンクリート造厚さ１５cm 耐磨耗仕上げ積載荷重 11,760N/㎡。

	窓	側　　窓	スチールサッシ、厚さ６．８㎜網入りガラス（防火構造）
		天　　窓	なし
	出入口	外壁にある出入口	電動スチールシャッター、内部に鋼製引分け網戸を設置
		間仕切り壁にある出入口	〃
		防火壁にある出入口	常時閉鎖式スチールドア（特定防火設備）
附属設備	消　火　設　備		屋外消火栓４箇所、屋内消火栓２箇所、消化ポンプ２台、消火器 ABC10 型６個。
	防　犯　設　備		外部シャッター操作ボタンは施錠蓋付き、１階側窓鉄格子付き、出入り口付近地上高５ｍの位置に蛍光灯４０W×２、業務時間外は機械警備。
	防　そ　設　備		通気口等小開口部には金網あり。
	遮　熱　措　置		屋根,壁の平均熱還流率は１．５W/㎡・K。天井及び換気扇５基（能力　　）を設置。
	その他の設備		３階に定温倉庫を設置（200 ㎡）
そ　の　他			*(危険品倉庫の場合)*「高圧ガス保安法平成１４年４月１日第３２１号」等と記載。

警備状況を記載

注意事項：

・１棟ごとに作成。
・全て図面で確認できるように図面には必要事項を詳細に記載する。
・１棟の倉庫に「１類倉庫」「１類倉庫・トランクルーム」が併設されている場合、各々、別葉に倉庫明細書を作成する。（重複する部分の事項について省略できる）
・各階別の規模は小数点以下を四捨五入し､整数で記載。
・各設備について寸法、数を記入する。

外壁(※)の強度　　2500 N/㎡以上
床の強度（各階とも）　　3900 N/㎡以上
遮熱措置（平均熱還流率）　4.65 W/㎡・K 以下

(※)外壁とは･･･倉庫有効面積とする範囲とそれ以外を区画する壁を意味する。

１－２・冷蔵倉庫明細書　記載例

第二号様式（第２条、第４条関係）

冷蔵施設明細書

（その一）冷凍機表

機　械　別		№1	№2
冷 却 方 式		直接膨張式(二段圧縮)	直接膨張式(単段圧縮)
蒸 発 方 式		満液式	満液式
冷凍能力(日本冷凍ﾄﾝ)		64,760W	140,260W
使用する冷媒の種類		R22	アンモニア
当該冷凍機と冷蔵室の連絡状態		1･2号室	3号室
圧 縮 機 の 型 式		多気筒式	多気筒式
ブライン冷却用蒸発機	型式		
	冷却面積(㎡)		
凍 結 装 置	日産凍結能力(ﾄﾝ)	4t(23,160w)	
製 氷 装 置	日産製氷能力(ﾄﾝ)		15t(101,400w)
準　備　室	所要冷凍能力(日本冷凍ﾄﾝ)		7,720w

注意事項：

メーカー仕様書による数値で記入する。

１－２－２・冷蔵倉庫明細書　記載例

(その二)冷蔵室表

冷蔵室の名称		1号室	2号室	3号室
冷蔵室の規模	面積(㎡)	200	200	100
	高さ(ｍ)	5	5	5
	有効容積(m3)	900	900	450
収容能力(トン)		360	360	180
保管温度(℃)		-29℃(F1 級) 15,000w	-18℃(C1 級) 14,000w	+5℃(C3 級) 10,600w
配管の冷却面積(㎡)	天井			80
	壁	120	120	
防熱措置の材料の種類、熱伝導率(W/(m･℃)及び厚さ	天井	グラスウール 0.04 1,275 ㎜、アスファルトフェルト１層、アスファルトルーフィング 2 層張り	グラスウール 0.04 1,275 ㎜、アスファルトフェルト１層、アスファルトルーフィング 2 層張り	グラスウール 0.04 1,275 ㎜、アスファルトフェルト１層、アスファルトルーフィング 2 層張り
	壁	ポリエチレンフォーム 0.035 175 ㎜、ポリエチレンフィルム２層張り	ポリエチレンフォーム 0.035 175 ㎜、ポリエチレンフィルム２層張り	ポリエチレンフォーム 0.035 175 ㎜、ポリエチレンフィルム２層張り
	側壁	グラスウール 0.04 1,250 ㎜、アスファルトフェルト2層張り	グラスウール 0.04 1,250 ㎜、アスファルトフェルト2層張り	グラスウール 0.04 1,250 ㎜、アスファルトフェルト2層張り
	間壁	(凍結室との間) グラスウール 0.04 1,250 ㎜、アスファルトフェルト2層張り	(1 号室との間) グラスウール 0.04 1,250 ㎜、アスファルトフェルト2層張り	(製氷室との間) グラスウール 0.04 1,250 ㎜、アスファルトフェルト2層張り
電動扇風機(馬力又はキロワット)		3		
温度計の種類及び数		自動記録温度計 1 球状温度計 2	自動記録温度計 1 球状温度計 2	自動記録温度計 1 球状温度計 2

３・倉庫及び敷地についての使用権原を証する書類

（原所有者からの一連の流れを証明する書類を添付する。）

イ・所有する土地または建物に係る不動産登記簿の謄本又は抄本。

ロ・賃借する土地または建物に係る賃貸借契約書（写）

ハ・公有不動産または公有水面にあっては、国又は地方自治体の使用許可書（写）、使用許可証明書（写）、その他の使用権原を証する書類。

ニ・不動産登記簿の謄本又は抄本が提出できない場合、
その理由書及び固定資産税の課税に使用される土地台帳、家屋台帳の謄本又は抄本。
その理由書及び納税証明書等申請にかかる公の証明書。

ホ・使用権原取得前の場合
売買契約書（写）賃貸契約書（写）及び取得後、不動産登記簿の謄本又は抄本。

ヘ・倉庫の建設着手前の場合
建築確認書（写）、建築見積書（写）、請負契約書（写）及び倉庫完成後に不動産登記簿の謄本又は抄本。

４・関係法令等に適合していることを証する書類

（　）のアルファベットはＰ１５以降に示す書類を指す。

倉庫業法第３条の登録の基準等に関する告示（H14 年告示第 43 号）第１条

一類倉庫 二類倉庫 三類倉庫 貯蔵槽倉庫	１ (A)	建築基準法(S25 年法律第 201 号)第６条第１項各号に該当する倉庫にあっては、当該倉庫に係る同法第７条第５項の検査済証又はこれに準ずる書類（以下「検査済証等」という。）
	２ (B)	矩計図その他の倉庫の屋根、軸組み、外壁及び荷ずり並びに床の構造の詳細を記載した書類
	３ (C)	建具表、建具キープランその他の倉庫に設けられた建具の構造の詳細及びその位置を記載した書類
	４ (D)	構造材の仕様書その他の倉庫の軸組み、外壁及び荷ずり並びに床の強度が規則第３条の４第２項第２号の基準に適合していることを証する書類
	５ (E)	熱還流率の計算書、構造材の仕様書その他の倉庫（規則第３条第３項の三類倉庫を除く。）の施設が規則第３条の４第２項第５号の基準に適合していることを証する書類
野積倉庫 水面倉庫	１ (F)	照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類
危険品倉庫	１ (A)	建築基準法第６条第１項各号に該当する工作物である倉庫にあっては、当該倉庫に係る検査済証等
	２ (G)	消防法（S23 年法律第 186 号）第２条第７項の危険物（以下単に「危険物」という。）を保管する倉庫にあっては、同法第 11 条の規定に適合していることを証する書類
	３ (H)	高圧ガス保安法（S26 年法律第 204 号）第２条に規定する高圧ガス（以下単に「高圧ガス」という。）を保管する倉庫にあっては、同法第 16 条第１項又は同法第 17 条の２第１項の規定に適合していることを証する書類
	４ (I)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（S42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス保安法」という。）第２条第１項に規定する液化石油ガス（以下単に「液化石油ガス」という。）を保管する倉庫にあっては、同法第 36 条第１項の許可を受けていることを証する書類

	5 (J)	石油コンビナート等災害防止法（S50 年法律第 84 号）第２条第４号に規定する第一種事業所（石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス保安法第５条第１項の規定による許可を受ける必要のあるものに限る。）である倉庫にあっては、同法第５条第１項の規定に適合していることを証する書類
	6 (B)	矩計図その他の倉庫の屋根、軸組み、外壁及び荷ずり並びに床の構造の詳細を記載した書類
	7 (C)	建具表、建具キープランその他の倉庫に設けられた建具の構造の詳細及びその位置を記載した書類
冷蔵倉庫	1 (A)	建築基準法第６条第１項各号に該当する倉庫にあっては、当該倉庫に係の検査済証等
	2 (K)	当該倉庫に設けられた冷蔵倉庫が高圧ガスを使用する場合にあっては、高圧ガス保安法第５条第１項又は第２項の規定に適合していることを証する書類
	3 (L)	食品衛生法（S22 年法律第 233 号）第２条第１号の食品を保管する倉庫にあっては、食品衛生法施行令（S28 年政令第 229 号）第５条第 14 号に掲げる営業に係る食品衛生法第 21 条第１項の許可を受けていることを証する書類
	4 (B)	矩計図その他の倉庫の屋根、軸組み、外壁及び荷ずり並びに床の構造の詳細を記載した書類
	5 (E)	建具表、建具キープランその他の倉庫に設けられた建具の構造の詳細及びその位置を記載した書類
	6 (D)	構造材の仕様書その他の倉庫の軸組み、外壁及び荷ずり並びに床の強度が規則第３条の４第２項第２号の基準に適合していることを証する書類
	7 (M)	当該倉庫に設けられた冷蔵倉庫の仕様書、実証実験の結果を記載した書類その他の当該倉庫が規則第３条の 11 第２項第３号の基準に適合していることを証する書類

＜Ｐ１３、Ｐ１４の詳細＞

（A）建築基準法第６条第１項各号に該当する倉庫の添付書類
①完了検査済証（建築基準法第７条第５項）
②建築確認済証（建築基準法第６条第１項）
（営業倉庫以外の用途から営業倉庫に転用する場合を含む。）

（B）矩計図等
倉庫の図面中に構造材の材質、防火・防水措置の有無の詳細を表示した
①矩計図、
②断面詳細図等の書類

（C）建具表等
建具の材質、開口部に講じられた防犯措置、防火戸の有無等、倉庫に設けられた建具の構造を図面中に建具の位置及び構造の詳細を表示した
①建具表、
②建具キープランその他の書類
（なお、平面図、立面図、断面図等に建具の詳細が表示されている場合を除く。）

（D）倉庫の軸組み、外壁、荷摺りの強度
①倉庫の軸組み、外壁、荷摺りが 2500N/㎡以上の耐力を有することを証する
建築事務所等による構造計算書その他の書類
②SRC 造、RC 造・・・不要
③S 造、木造・・・・・平面図、立面図、断面図等に材質、厚さを記載
④PC 板等・・・・・・メーカー等の許容荷重との相関関係書類
⑤ラック保管倉庫・・・ラックの配置状況、構造の概要を図面に記載
⑥外壁から離れた場所に貨物保管倉庫・・貨物配置状況の記載された図面
倉庫の床
⑦3900N/㎡以上の積載荷重を有すること・・・完了検査済証等

（E）平均熱還流率が 4.65W/㎡・K 以下になること。（①から⑤のいずれかを提出）
①平均熱還流率の計算書
②民間検査機関等の証明書
③天井を有する場合・・・・天井の有無が確認できる倉庫の断面図等
④耐火建築物、準耐火建築物・・・・・・・・・確認できる矩計図等
⑤防火構造の屋根及び壁を有している場合・・・確認できる矩計図等

（ただし、単一材料、複数材料で金属板が使用されたもの、複数材料でその全てがセメント板系又は珪酸カルシウム板系は除く。）

（F）照明装置の仕様、照明配置図　（※野積倉庫、水面倉庫の場合のみ記載）
①照明装置の仕様の詳細及び位置、数等が記載された書類
②２ルックス以上の照度が確保できる範囲を明示した図面（平面図等）

（G）危険物を保管する倉庫
①消防法第 11 条の危険物貯蔵施設の設置許可書(写)
（許可を要しない指定数量未満の場合を除く。）
②申請中の場合、申請書の(写)

（H）高圧ガスを保管する倉庫
①高圧ガス保安法第 16 条第 1 項の許可書（第一種貯蔵所）
②高圧ガス保安法第 17 条の 2 第 1 項の届出書（第二種貯蔵所）
（許可又は届出を要しない指定数量未満の場合を除く。）
③申請中の場合、申請書の(写)

（I）液化石油ガスを保管する倉庫
①液化石油ガス保安法第 36 条第 1 項の許可書
（許可を要しない指定数量 3000kg 未満の場合を除く。）
②申請中の場合、申請書の(写)

（J）石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所
①石油コンビナート等災害防止法第 5 条第 1 項の届出書(写)

（K）冷蔵設備が高圧ガスを使用する場合
①高圧ガス保安法第 5 条第 1 項の許可書（20ｔ/日以上）
②高圧ガス保安法第 5 条第 2 項の届出書（3ｔ/日以上）
（許可又は届出を要しない指定数量未満の場合を除く。）
③申請中の場合、申請書の(写)

（L）食品衛生法第 2 条第 1 項の食品を保管する倉庫
①食品衛生法第 21 条第 1 項の許可書(写)
②申請中の場合、申請書の(写)

（M）冷蔵室の保管温度が常時摂氏 10 度以下に保たれることを証する書類

①告示第 19 条第 1 項の基準に適合していることを証する計算書

②告示第 19 条第 5 項の冷却試験結果、過去の温度記録書類、民間検査機関による証明書

（その他）

・警備状況を説明する書類

営業時間中、営業時間外についての説明を記載する。

警備会社と契約の場合は、警備契約書(写)を添付する。

・都市計画法第 29 条第 1 項（開発行為の許可）

・消防法第 17 条第 1 項（消防用設備等の設置､維持）

・港湾法第 40 条第 1 項（区分内の規制）

５・倉庫の平面図、立面図及び断面図

申請中に設計変更の場合、速やかに申請内容の訂正をして下さい。

イ・平面図（縮尺 1/50～1/200）
　各階とも消火器の位置、消火栓、火災報知機等明示する。
　主要部材の材料、種別、寸法を記載する。
　倉庫有効面積部分を色分けし、求積の式を明示する。

　倉庫有効面積は
　　保管室、荷役場（荷役に使用する EV、階段、通路等を含み。建物の外壁外に突出するプラットホーム、警備員室等は含まない。）の延べ面積で小数点以下は四捨五入し整数で倉庫明細書の各階別の規模に一致させる。

ロ・立面図（縮尺 1/50～1/200）
　４面の立面図。

ハ・断面図（縮尺 1/50）
　　部材の材料、種別、寸法を記載する。

図面は全て明瞭であり、かつ縮尺が明記されていること。
やむを得ず設計図面を縮小する場合は縮小率を記載すること。
なお、この場合も主要部材の材料、種別、寸法が判読できるものであること。

６・倉庫付近の見取り図及び倉庫の配置図

イ・見取図

主要な道路、鉄道、河川、橋梁、停車場等その他建築物により倉庫の位置関係を明示する。

詳細な地図等を用いて当該倉庫を明示することも可とする。

ロ・倉庫の配置図（1/300～1/1200）

倉庫、事務所、労務員詰所、消火栓、外灯、警報機、排水溝、柵、フェンス等敷地内にある全ての施設、設備を記載。

敷地周辺の所在する全ての建物を記載し、距離も記入する。

◆倉庫管理主任者の配置状況及び当該倉庫管理主任者の資格を記載した書類

・原則１棟ごとに１名配置すること。

・ただし、直接管理又は監督している場合は合計有効面積が１万㎡以内まで可

（※ 次頁に面積換算率表あり）

倉庫管理主任者の配置の状況を記載した書類の記載例

氏　名	職　名	所在事業場	担当倉庫名	備　考
関東　健三	倉庫事業部長	東京本社	東京１号倉庫	
横浜　健二	横浜営業所長	横浜営業所	横浜１号Ａ倉庫 横浜１号Ｂ倉庫	同一敷地内に所在する倉庫
千葉　健一	千葉支社長	千葉支社	千葉１号倉庫 千葉２号倉庫	１類倉庫（8000　㎡） 冷蔵倉庫(4000 ㎡) } 計 8800 ㎡

倉庫管理主任者の資格を記載した書類の記載例

氏　名	職　名	在 職 期 間
関東　健三	倉庫事業部次長	平成 10 年 4 月 1 日～平成 12 年 3 月 31 日
	倉庫事業部長	平成 12 年 4 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日
横浜　健二	横浜営業所長代理	平成 9 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日
	横浜営業所長	平成 11 年 4 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日
千葉　健一	横浜営業所長	平成 10 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日
	千葉支社長	平成 11 年 4 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日

＜倉庫管理者の要件＞

１・倉庫の管理業務に関し２年以上の指導監督的実務経験

２・倉庫の管理業務に関し３年以上の実務経験

３・国土交通大臣の定める「倉庫の管理に関する講習」の修了者

４・その他同等以上の知識、能力を有すると認められる者

※倉庫管理主任者の設置にかかる倉庫の有効面積換算率表

倉　庫　の　種　類		換　算　方　法
野　積　倉　庫		有効面積（㎡）×０．５
水　面　倉　庫		有効面積（㎡）×０．５
貯　蔵　槽　倉　庫		有効容積（㎥）×０．２
危険品倉庫	建　屋	有効面積（㎡）×２．０
	貯蔵槽	有効容積（㎥）×０．４
冷　蔵　倉　庫		有効容積（㎥）×０．２

＜具体例＞

野 1000 ㎡　＋　水 3000 ㎡　＋　貯 5000㎥　＋　冷 2000 ㎥　＝　11000

換算すると↓

野 500 ㎡　＋　水 1500 ㎡　＋　貯 1000㎥　＋　冷 400 ㎥　＝　3400

※ただし、認定トランクルームランクの有効面積は除くことができる。

登録免許税

倉庫業の登録通知を受けると 1 ヶ月以内に登録免許税の納付が必要となります。

登録免許税法 別表 38

（1）倉庫業法第 7 条第 1 項（変更登録等）の変更登録（倉庫の新設に係る変更登録で政令で定めるものに限る。）

倉庫の数　1 個につき 3 万円

（2）倉庫業法第 25 条（トランクルームの認定）の認定

トランクルームの数　1 個につき 1 万円

添付書類チェックリスト

１□　倉庫施設等変更登録申請書
２□　倉庫明細書（冷蔵倉庫明細書・冷蔵室表・冷凍機表）
３□　倉庫及び敷地について使用権原を証する書類
　　□所有：不動産登記簿謄本又は抄本
　　□賃貸：賃貸借契約書（写）
　　□公有不動産、公有水面：使用許可書、使用許可証明書
　　□倉庫及び土地が未登録の場合：固定資産税に係る土地台帳、家屋台帳の謄本、抄本
　　□使用権原取得前：売買契約書、賃貸借契約書。（後日、使用権原を証する書類）
４□　倉庫の種類ごとに関係法令に適合していることを証する書類。
　　□建築基準法：建築確認済証、完了検査済証
　　□消防法：同法に基づく設置許可証
　　□高圧ガス保安法：同法に基づく設置許可証
　　□液化ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
　　：同法に係る許可証
　　□石油コンビナート等災害防止法：同法に係る許可証、届出書
　　□食品衛生法：同法に係る許可証

危険品倉庫・冷蔵倉庫のみ

□警備状況説明書（営業時間内、営業時間外に分けて説明）
　　□都市計画法に基づく開発行為許可証、用途変更建築確認済証
□倉庫の矩計図又は断面詳細図
□建具表、建具キープラン
５□　倉庫の平面図
□　倉庫の立面図
□　倉庫の断面図
６□　倉庫付近見取図
□　倉庫の配置図
７□　倉庫管理主任者の配置状況及び資格を記載した書類
８□　法人登記簿謄本　（既存法人の場合）
　□　設立趣意書　（設立中法人の場合）
　□　定款　　（設立中法人の場合）
　□　戸籍抄本　　（個人の場合）
　□　資産調書　　（個人の場合）
９□　宣誓書
10□　倉庫寄託約款　（添付の場合、法 8-1 の届出省略）

（倉庫業法施行規則第３条関係）　別表１

保管可能物品＼倉庫の種類		一類	二類	三類	野積	貯蔵槽	危険品	冷蔵	水面
第一類物品	第二類、第三類、第四類、第五類、第六類、第七類、第八類以外の物品。	○	×	×	×	○注2	×	×	×
第二類物品	麦、でん粉、ふすま、飼料、塩、野菜類、果実類、水産物の乾品及び塩蔵品、皮革、肥料、鉄製品その他の金物製品、セメント、石こう、白墨、わら工品、石綿及び石綿製品。	○	○	×	×	○注2	×	×	×
第三類物品	板ガラス、ガラス管、ガラス器、陶磁器、タイル、ほうろう引容器、木炭、パテ、貝がら、海綿、農業用機械その他素材及び用途がこれらに類する物品であって湿気又は気温の変化により変質し難いもの	○注1	○注1	○	×	×	×	×	×
第四類物品	地金、銑鉄、鉄材、鉛管、鉛板、ケーブル、セメント製品、鉱物及び土石、自動車及び車両（構造上主要部分が被覆されているものに限る。）、木材（合板及び化粧材を除く。）、ドラム缶に入れた物品、空コンテナ・空ビン類、れんが・かわら類、がい子・がい管類、土管類、くず鉄・くずガラス・古タイヤ類等野積で保管することが可能な物品	○注1	○注1	○	○	×	×	×	×
第五類物品	原木等水面において保管することが可能な物品	○	○	○	○	×	×	×	○
第六類物品	容器に入れていない粉状又は液状の物品	○注1	○注1	×	×	○	×	×	×
第七類物品	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第２条の危険物及び高圧ガス取締法(昭和 26 年法律第 204 号)第２条の高圧ガス	×	×	×	×	×	○	×	×
第八類物品	農畜産物の生鮮品及び凍結品等の加工品その他の摂氏 10 度以下の温度で保管することが適当な物品	×	×	×	×	×	×	○	×

注１：第７類物品を除く

注２：ばらの物品に限る